

市内のイベント時における公募型出店の基本的な考え方

基本方針	主催者、運営者及び出店者の協働によって、市民の起業、創業の実践、チャレンジの拠点として、市民や小さな拠点などの市内活動団体の地域で稼ぐ力を創出し、地域経済の活性化を目指す。
イベント	遠野市が主催、共催及び後援並びに実行委員会の事務局又は構成団体として所属する市内イベントを対象
公募団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遠野市民又は遠野市民で構成された団体 ○ クラフトやグルメイベントなど特別企画時に主催者が認める団体
出店舗数	1個人又は1団体あたり最大2店舗（2小間）※「小間」の定義は主催者が定める
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各イベントの趣旨を理解し運営に協力するため、主催者が定める規則、出店要項等を遵守すること。 ○ 主催者が発行する出店許可は当該イベント時のみに有効とする。 ○ 各イベントにおいて出店希望者が募集店数を超えた場合は、主催者による調整又は抽選により決定する場合がある。 ○ 営業に際し、必要な許可、免許等を前日までに有していること。なお、取得に係る申請料については出店者の負担とする。 （例：製造業許可、臨時営業許可等） ○ 営業に際し、必要な保険に加入すること。（例：生産物賠償責任保険、火災保険等） ○ 主催者やその他の機関が定める新型コロナウイルス感染症や食中毒等における感染症の予防対策に従うこと。 ○ 出店中における喫煙、飲酒は禁止とする。 ○ 周囲の清掃を行い、出店物に係るゴミは持ち帰ること。 ○ 火気、発電機を使用する場合は消火器を準備すること。 ○ 主催者のほか、警察、消防、保健所からの指示、指導に従うこと。 ○ 次の行為を禁ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 政治上の主義の推進、支持又は反対する活動、特定の政党、政治家への支持や批判、特定宗教への支持や批判、集会への参加呼びかけ等の行為 ・ 反社会勢力や反社会勢力と関係のある方による出店や立ち入り行為 ・ 主催者、来客者及び他店に対するいやがらせ、みかじめ料などの金品の要求、因縁や圧力をかけるなどの不当要求行為等 ・ 又貸し出店、共同出店、権利譲渡の行為 ○ 次の販売を禁止する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物、化粧品、医薬品、医業類似行為、著作権を侵害する物 ・ 無許可キャラクター使用品、偽ブランドコピー品、複製ソフト（録音、録画、複写等） ・ 危険な刃物類 ・ アダルト関連（風紀を乱すもの） ・ 盗品、法律で禁じられている物、その他販売に対して主催者が不相当と判断した物 ・ 宗教に関する物 ・ 公序良俗に反する物